

5 製造療第 601 号

動物用医療機器製造業登録証

氏名又は
名 称 村中医療器株式会社

製造所の
所 在 地 大阪府和泉市あゆみ野二丁目 8 番 2 号

製造所の
名 称 村中医療器株式会社 総合センター

登 録 の
有効期間 令和 5 年 9 月 14 日から
令和 10 年 9 月 13 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 23 条の 2 の 3 第 1 項の規定により登録を受けた動物用医療機器の製造業者であることを証する。

令和 5 年 7 月 10 日

農林水産大臣 野村 哲郎